

令和 8 年度伝統工芸振興チャレンジ推進助成金変更点

昨年度と実施内容に変更があります。申請時は下記の点にご留意ください。

1. 助成対象経費について

助成対象となる経費は、次の（１）～（３）の条件をすべて満たすもののみとなります。また一部、助成対象外経費があります。

- （１）申請した事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- （２）領収書等の証拠資料によって支払いの金額・日付が確認できる経費
- （３）助成対象期間内に実際に使用した経費

材料の購入や、チラシやパンフレットを作成する際は、助成対象期間内に使い切ることのできる数量にしてください。

申請された経費の大半が助成対象外である場合は、不採択・採択取消とする場合があります。

2. 助成対象外経費の変更

下記の経費は助成対象外です。

- （１）個人及び団体の組織や施設の運営に要する経費
- （２）飲食に要する経費
- （３）出資、出捐、貸付に要する経費
- （４）土地の取得、賃借、補償に要する経費
- （５）建物等の構造物の新築、増築、改修及び取得に要する経費
- （６）備品の取得及び備品の登記、登録、保険等の諸経費
- （７）パソコンやタブレット、スマートフォン等の電子通信機器や、その他汎用性が高く目的外使用になりえるものの取得経費
- （８）その他財団が不相当と認める経費

3. 助成金額の上限を設定

販売や展示に使用する什器の購入や製作、改修等に関する経費は、助成額の 20% を上限とします。(助成額が 10 万円の場合は上限 2 万円)

4. 備品取得価格の変更

昨年度まで、長期使用する物品で取得価格が 3 万円以上のものは備品とみなし、助成対象外でした。今年度より備品の取得価格が 10 万円以上(税込み)となりました。備品は、引き続き助成対象外です。

5. 申込書の記述について

助成対象事業が「伝統的工芸品振興チャレンジ推進助成金交付要項第 1 条の(1)」に該当し、過去に本助成金を同区分で受けたことのある場合は、事業計画書の実施内容に過去事業との違いや新規性を具体的に記入してください。従来事業の単なる実施場所や構成員の変更などは、新規事業とは認められません。新規性が認められない場合、不採択となる可能性があります。

6. 助成対象期間

今年度の助成対象期間は令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 3 月 10 日までです。実績報告書の提出期限は、助成対象事業終了から 30 日後もしくは令和 9 年 3 月 15 日のいずれか早い日となります。